第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

内閣府より発表された「令和７年度版高齢社会白書」によると、令和６（2024）年 10 月１日現在の日本の総人口は１億 2,380 万人であり、そのうち 65 歳以上の高齢者は 3,624 万人、高齢化率は 29.3%となっています。日本の 65 歳以上の高齢者数は増加を続けており、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年には、生産年齢人口（15 歳～64 歳人口）の減少が加速する中でピークを迎えると予測されています。

那須塩原市（以下、「本市」）においては、令和７（2025）年 10 月１日現在、高齢者は 33,683 人、高齢化率は 30.4%と約３人に１人は高齢者となっています。今後も少子高齢化による高齢化率の上昇とともに、高齢夫婦のみ世帯や高齢者単身世帯の増加、生産年齢人口（15～64 歳）の減少が見込まれており、高齢者人口の増加に伴う医療・介護・年金等の社会保障費の増加が懸念されることから、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

また、介護の需要がさらに増加し、多様化することが想定される一方で、地域の高齢者を支える介護の担い手が不足することも想定されます。

本市では、介護保険制度の持続可能性を維持しながらも、高齢者が可能な限り自立し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が切れ目なく一体的に行われる「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組み、中長期を見据え介護サービス基盤を計画的に整備し、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むことが求められます。

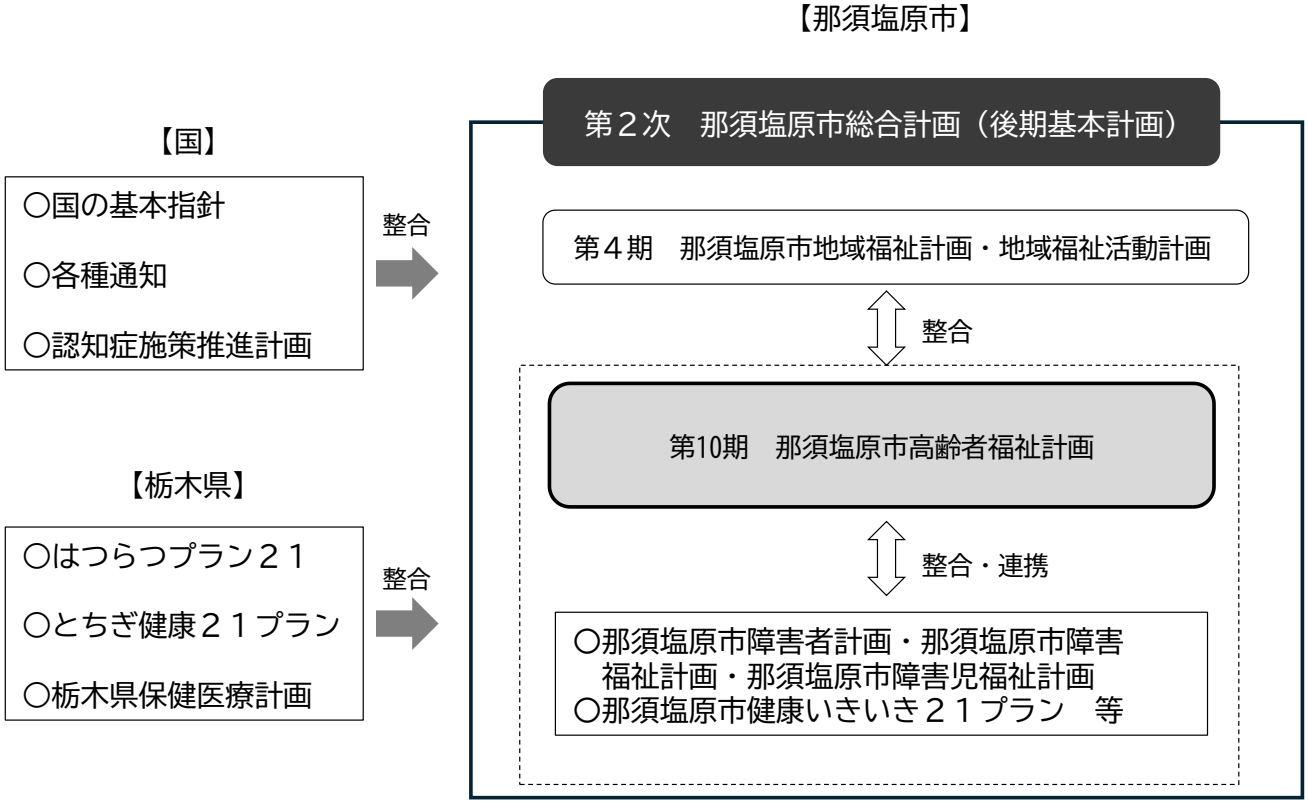
こうした中、令和６（2024）年３月に策定した「第９期　那須塩原市高齢者福祉計画」の計画期間が令和８（2026）年度をもって終了することから、新たに令和９（2027）年度を初年度とする「第 10 期　那須塩原市高齢者福祉計画」（以下、「第 10 期計画」）を策定するものです。

２　計画の位置づけ

本市の高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の８に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、第 10 期計画からは共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条第 1 項に規定する「市町村認知症施策推進計画」も包含し、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置付けられるものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第２次　那須塩原市総合計画（後期基本計画）」のもと、地域における福祉活動等を積極的に推進し、地域共生社会を目指す「第４期　那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、本市の障害者福祉、健康づくりなどの分野別の関連計画と整合を図るとともに、栃木県の高齢者支援計画である「はつらつプラン２１」とも整合性のとれた計画とします。

■計画の位置づけ

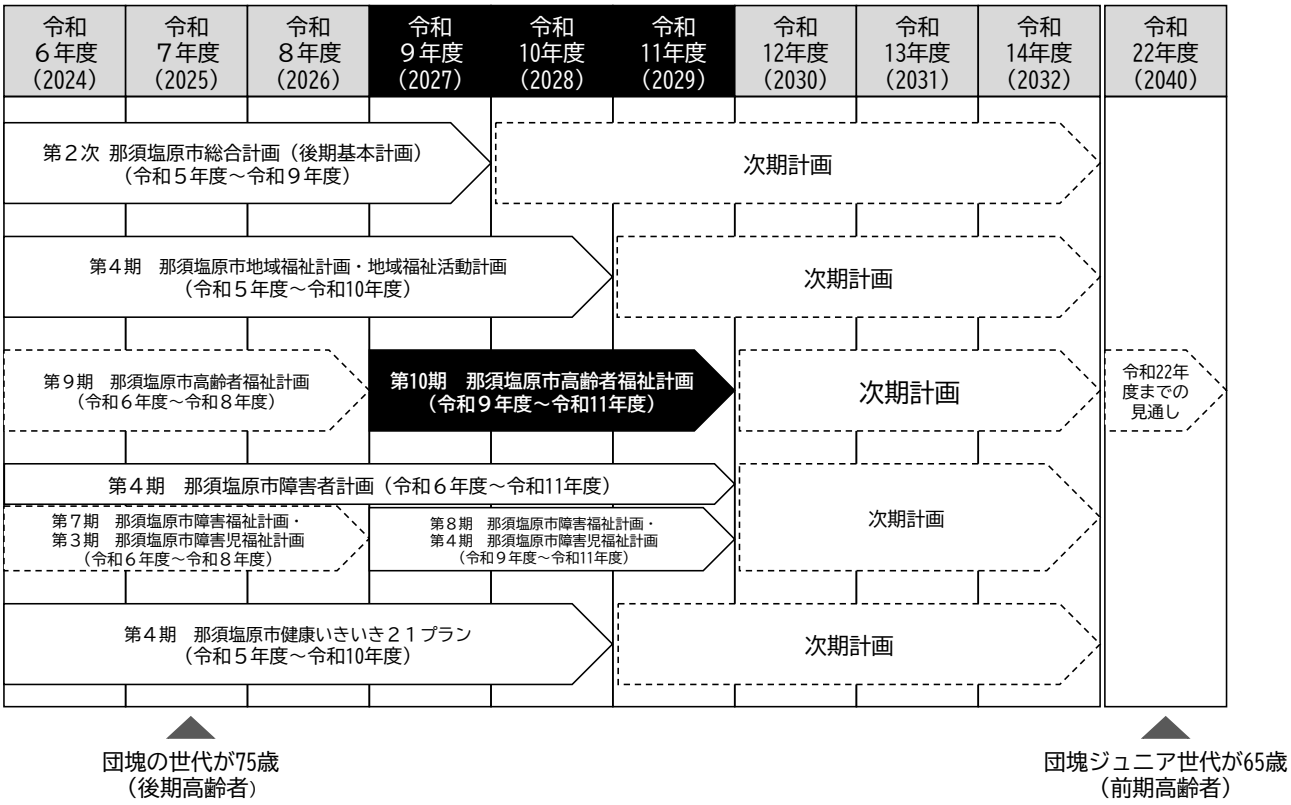


３　計画の期間

本計画は、平成 12（2000）年度から高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しており、今回は第 10 期計画となります。第 10 期計画の計画期間は、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間です。

また、第 10 期計画期間だけではなく、団塊ジュニア世代が 65　歳以上となり、高齢化が一段と進む令和 22（2040）年度までのサービスの充実に向けた方向性を定め、中長期的な視点に立って計画を策定します。

■計画の期間



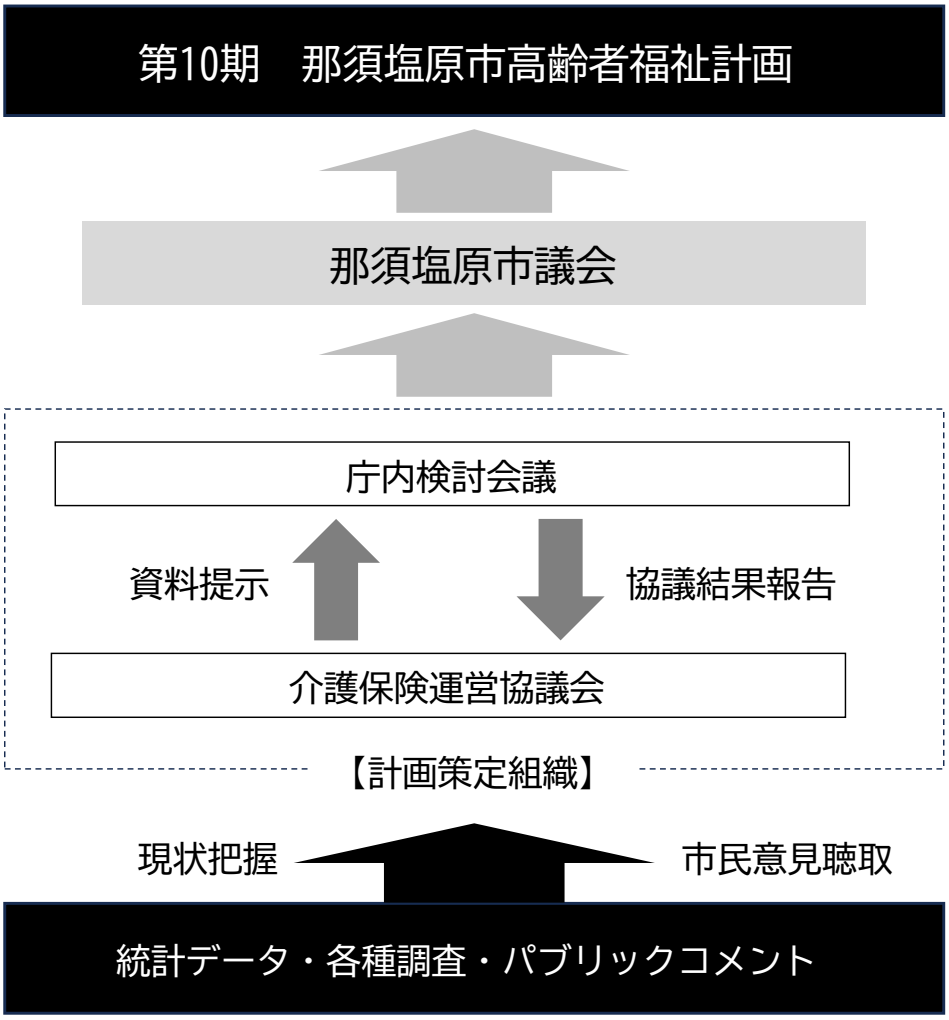
４　計画の策定体制

第 10 期計画の策定に当たっては、地域包括ケアシステムの実現及び全ての高齢者を視野に入れた総合的な高齢者福祉施策を構築するため、被保険者の代表、学識経験者、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体、事業者など各層の関係者で構成する「介護保険運営協議会」を市長の附属機関として設置し、審議と検討を行いました。あわせて、那須塩原市役所内の関係各部局との連携と情報共有を図ることを目的とした「庁内検討会議」を設置し、調整を行いました。

高齢者福祉施策の検討に当たっては、市内に暮らす高齢者の生活や健康、ニーズなどを把握するための市民アンケート調査、市内介護サービス事業者のケアマネジメントの実状を把握するためのアンケート調査を行い、その結果を基礎資料としました。

また、パブリックコメントを実施することで市民の方々の意見を取り入れ、那須塩原市議会の議決をもって第 10 期計画を策定します。

■第 10 期計画の策定体制



５　国の基本指針について

介護保険法第 116 条において、厚生労働大臣は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされ、県及び市町村は、その基本指針に即して、３年を１期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めます。

第 10 期計画における基本指針の要点は次のとおりです。

■第 10 期計画における基本指針の要点

基本的な考え方

1　2040 年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第 10 期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040 年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。

2　その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第９期までの取組を前提に、第 10 期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント

1　介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が 2040 年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。

・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。

・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。

・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

2　地域包括ケアシステムの深化

①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

②頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

3　介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

６　計画策定に当たっての基本的な視点

第 10 期計画における基本的な視点は以下の通りです。

（１）介護サービスの種類ごとの量に関する中長期的な推計について

第 10 期計画及び中長期的なサービス提供体制の確保に向けた議論の基礎となる地域のサービス提供の実態や課題及び中長期的な状況について、市は、市全体及び地区・地域別の状況を確認する。その際、サービス見込量は、令和 22（2040）年度を含む中長期的な推計を行う。

（２）医療・介護連携の推進について

令和 22（2040）年にかけて、介護と医療の複合ニーズを有する 85 歳以上の高齢者が増加することを踏まえ、適切な医療・介護サービスの受け皿を確保するため、令和 22（2040）年に向けた医療・介護連携に係る提供体制等について検討を行う。

（３）高齢者向け住まいの設置状況等の勘案について

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、第 10 期計画の策定においては、これらの入居定員総数や、要介護者の人数、利用状況等も踏まえて、介護ニーズの見込み等を定める。

（４）介護人材確保等の取組について

介護サービス需要がさらに高まる一方で、生産年齢人口の減少が見込まれる中、介護サービスの提供やその体制の確保のため、人材確保について県と連携していく。

また、介護サービス事業所の人材の確保等を目的に、介護人材確保対策事業を継続していく。

（５）認知症施策の推進について

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５（2023）年法律第 65 号）に基づき、第 10 期計画と一体的に那須塩原市認知症施策推進計画を策定する。

認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、「新しい認知症観」の普及を促進し、認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向けた施策を推進する。